

# 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

この届出書類は、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課及び葵区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から 4 月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成 17 年 6 月 30 日

静岡市長 小嶋 善吉

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

御幸町・伝馬町共同ビル

静岡市葵区御幸町 6 番地 10 外

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社丸井

東京都中野区中野四丁目 3 番 2 号

代表取締役 青井 浩

法伝寺

静岡市葵区伝馬町 5 番地の 5

代表役員 友田 達祐

ブラザー工業株式会社

名古屋市瑞穂区苗代町 15 番 1 号

代表取締役 平田 誠一

## 3 変更事項

施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	変更前	変更後
開店時刻	10：30 但し年間 60 日 10：00	10：00
閉店時刻	20：00	21：00
駐車場を利用できる時間帯	10：00～20：30 但し年間 60 日 9：30～20：30	9：30～21：30

## 4 変更年月日

平成 17 年 7 月 1 日

## 5 届出年月日

平成 17 年 6 月 24 日